

新見市選管告示第 5 号

指定期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項において準用する同法第39条の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における指定期日前投票所を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

新見市選挙管理委員会  
委員長 中山博文



- 1 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が国内において期日前投票を行う場所

○新見期日前投票所

住 所 新見市新見310番地3

場 所 新見市役所南庁舎